

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No.16

法令名	化製場等に関する法律
根拠条例	第2条第2項
許認可等の種類	死亡獣畜取扱場外における処理の禁止の特例の許可
法令の定め	<p>第2条</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>施行細則第2条 法第2条第2項ただし書の規定による許可の申請は、別記第1号様式(省略)の申請書によってしなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 処理場所を示す図面</p> <p>(2) 処理場所の周囲300メートル以内の見取図</p> <p>(3) 処理する死亡獣畜の種類、性別、年齢、毛色及び特徴を記載した書類</p> <p>(4) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し</p>
審査基準	<p>法令に定める他、次の通知等による。</p> <p>・へい獣処理場等に関する法律の疑義について</p> <p>昭和50年2月28日 食品第299号 衛生部長通知</p>
標準処理期間	<p>総期間 5日(注:休日は含まない。)</p> <p>経由期間 日()</p> <p>処分期間 5日(各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課)</p>
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No.17

法令名	化製場等に関する法律
根拠条例	第3条第1項
許認可等の種類	化製場等の設置の許可
法令の定め	<p>(許可) 法第3条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の要件) 第4条 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第一項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>一 人家が密集してる場所 二 飲料水が汚染されるおそれのある場所 三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所</p> <p>施行条例第5条 法第4条に規定する条例で定める公衆衛生上必要な化製場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原料貯蔵室及び化製室を有すること。 (2) 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。 ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適切な勾配と排水溝が設けられていること。 イ 内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1.2メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。 ウ 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。 エ 加熱、乾燥等により発する臭気を処理することができる適切な設備又は装置を有すること。 オ 昆虫の出入りを防止することができる設備が設けられていること。 (3) 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。 (4) 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。 (5) 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬出入する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。 (6) 原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。 (7) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適切な覆いが設けられていること。 (8) 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p> <p>2 法第4条に規定する条例で定める公衆衛生上必要な死亡獣畜取扱場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 死亡獣畜の解体を行う死亡獣畜取扱場は、次の要件を備えること。 ア 解体室を有すること。 イ 解体室の床は、不浸透性材料（石、コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で作られ、これに適切な勾（こう）配と排水溝が設けられていること。 ウ 解体室の内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から</p>

- 少なくとも 1.2 メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。
- エ 解体室には、採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- オ 解体室には、昆虫の出入りを防止することができる設備が設けられていること。
- カ 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめ又は汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめ及び汚水の浄化装置を有することを要しない。
- キ 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- ク 汚物だめ及び汚水だめの周辺の地面で、汚物を搬出入し、又は汚水をくみ出す際に汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。
- ケ 解体室から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
- コ 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- サ 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。
- (2) 死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場には、その区域が埋却場である旨を明示する設備及びその区域と他の区域を区画する設備が設けられていること。
- (3) 死亡獣畜の焼却を行う死亡獣畜取扱場は、次の要件を備えること。
 - ア 完全に燃焼させることができる構造の焼却炉が設けられていること。
 - イ 燃焼により発する臭気を処理することができる適当な設備又は装置を有すること。

施行細則第 9 条 法第 4 条第 3 号（法第 8 条において準用する場合を含む。）の知事が指定する場所は、次のとおりとする。

- (1) 公園、学校又は病院から 300 メートル以内の場所
- (2) 名所、旧跡その他多数の人が集まる区域に近接する場所であって、特に、公衆衛生上支障があると認められる場所
(申請手続き)

施行条例第 2 条 法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 化製場又は死亡獣畜取扱場の所在地
- (3) 化製場又は死亡獣畜取扱場の区別
- (4) 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備
- (5) 化製場にあっては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法
- (6) 死亡獣畜取扱場にあっては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別
- (7) 埋却を行う死亡獣畜取扱場にあっては、その区域の面積
- (8) その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備、埋却を行う死亡獣畜取扱場にあってはその区域及び化製場又は死亡獣畜取扱場の周辺の区域の状況を明らかにした図面その他規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。

施行細則第 3 条 条例第 2 条第 1 項の申請書の様式は、別記第 2 号様式（省略）とする。

施行細則第 4 条 条例第 2 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項は、施設の完成予定年月日とする。

施行細則第 5 条 条例第 2 号第 2 項の規則で定める書類又は図面は、許可を受けようとする者が法人である場合における当該法人の定款又は寄附行為の写しとする。

審査基準

法令に定める他、次の通知等による。

- ・へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行について
昭和 31 年 10 月 17 日 衛発第 710 号 厚生省公衆衛生局長通知

	<ul style="list-style-type: none">・化製場製品の乾燥場に対する疑義について 昭和32年6月8日 衛食第114号 厚生省食品衛生課長回答・へい獣処理場等に関する法律施行条例の制定及びへい獣処理場等に関する施行細則の全部改正について 昭和59年10月5日 食品第1095号 衛生部長通知
標準処理期間	総 期 間 15日（注：休日は含まない。） 経由期間 日（ ） 処分期間 15日（各総合振興局（振興局）保健環境部 保健行政室（地域保健室）生活衛生課）
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健部）生活衛生課
申請先等	同上
問い合わせ先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No.18

法令名	化製場等に関する法律
根拠条例	第8条
許認可等の種類	魚介類・鳥类等製造貯蔵施設の設置の許可
法令の定め	<p>(許可)</p> <p>第3条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>第8条 第2条第1項及び第3条から前条までの規定は、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造及びその製造の施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵及びその貯蔵の施設に準用する。</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第4条 都道府県知事は、化製場若しくは死亡獣畜取扱場の設置の場所が次の各号の一に該当するとき又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前条第一項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもって、その旨を通知しなければならない。</p> <p>一 人家が密集してる場所</p> <p>二 飲料水が汚染されるおそれのある場所</p> <p>三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所</p> <p>施行条例第5条 法第4条に規定する条例で定める公衆衛生上必要な化製場の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原料貯蔵室及び化製室を有すること。</p> <p>(2) 原料貯蔵室及び化製室は、次の要件を備えること。</p> <p>ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当な勾配と排水溝が設けられていること。</p> <p>イ 内壁は、不浸透性材料で作られている場合を除き、床面から少なくとも1.2メートルまで不浸透性材料で腰張りされていること。</p> <p>ウ 採光設備及び洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>エ 加熱、乾燥等により発する臭気を処理することができる適当な設備又は装置を有すること。</p> <p>オ 昆虫の出入りを防止することができる設備が設けられていること。</p> <p>(3) 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水の浄化装置を有すること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置を有することを要しない。</p> <p>(4) 汚物だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>(5) 汚物だめの周辺の地面で、汚物を搬出入する際に汚物が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆されていること。</p> <p>(6) 原料貯蔵室及び化製室から汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。</p> <p>(7) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。</p> <p>(8) 犬、猫等の出入りを防止することができる障壁が設けられていること。</p>

	<p>施行条例第6条 法第8条において準用する法第3条第1項の規定による法第8条に規定する製造又は貯蔵の施設（以下この条において「法第8条の施設」という。）の設置の許可を受けようとする者については、第2条（第1項第3号、第6号及び第7号を除く。）の規定を、法第8条の施設の設置者については、第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「化製場又は死亡獣畜取扱場」又は「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」とあるのは「施設」と、第2条第1項第5号中「化製場にあつては、製品」とあるのは「製品」と読み替えるものとする。</p> <p>2 法第8条の施設の構造設備については、第5条第1項の規定（貯蔵の施設の構造設備については、化製室に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同項中「化製室」とあるのは、「製造室」と読み替えるものとする。</p> <p>施行細則第9条 法第4条第3号の知事が指定する場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公園、学校又は病院から300メートル以内の場所</p> <p>(2) 名所、旧跡その他多数の人が集まる区域に近接する場所であつて、特に、公衆衛生上支障があると認められる場所</p> <p>(申請手続き)</p> <p>施行条例第2条 法第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）</p> <p>(2) 化製場又は死亡獣畜取扱場の所在地</p> <p>(3) 化製場又は死亡獣畜取扱場の区別</p> <p>(4) 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備</p> <p>(5) 化製場にあつては、製品及び取扱原料の種目並びに処理方法</p> <p>(6) 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別</p> <p>(7) 埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつては、その区域の面積</p> <p>(8) その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備、埋却を行う死亡獣畜取扱場にあつてはその区域及び化製場又は死亡獣畜取扱場の周辺の区域の状況を明らかにした図面その他規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>施行細則第3条 条例第2条第1項の申請書の様式は、別記第2号様式（省略）とする。</p> <p>施行細則第4条 条例第2条第1項第8号の規則で定める事項は、施設の完成予定年月日とする。</p> <p>施行細則第5条 条例第2条第2項の規則で定める書類又は図面は、許可を受けようとする者が法人である場合における当該法人の定款又は寄附行為の写しとする。</p>
審査基準	<p>法令に定める他、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行について 昭和31年10月17日 衛発第710号 厚生省公衆衛生局長通知 ・化製場製品の乾燥場に対する疑義について 昭和32年6月8日 衛食第114号 厚生省食品衛生課長回答 ・へい獣処理場等に関する法律施行条例の制定及びへい獣処理場等に関する施行細則の全部改正について 昭和59年10月5日 食品第1095号 衛生部長通知
標準処理期間	<p>総 期 間 15日（注：休日は含まない。）</p> <p>経 由 期 間 日（ ）</p> <p>処 分 期 間 15日（各総合振興局（振興局）保健環境部 保健行政室（地域保健室）生活衛生課）</p>
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課
申請先等	同上

問い合わせ先	同上
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No.19

法令名	化製場等に関する法律
根拠条例	第9条第1項
許認可等の種類	動物の飼養又は収容の許可
法令の定め	<p>第9条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。</p> <p>3 第1項の区域が指定され、又は当該区域、動物の種類若しくは種類ごとの動物の数が変更された際に動物を飼養し、又は収容するための施設で、当該動物を飼養し、又は収容している者であつて、当該指定又は変更により同項の許可を受けなければならないこととなる者は、当該指定又は変更の日から起算して2月間は、同項の規定にかかわらず、引き続きその施設で当該動物を飼養し、又は収容することができる。</p> <p>4 前項の規定に該当する者が、同項に規定する期間内に、動物の種類及び数、施設の構造設備の概要その他都道府県の条例で定める事項をその施設の所在地の都道府県知事に対し届け出たときは、その者は、第1項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>5 第5条から第7条までの規定は、第1項に規定する区域内において同項の政令で定める種類の動物を当該動物の種類ごとに同項の規定に基づく条例で定める数以上に飼養し、又は収容するための施設について準用する。この場合において、第6条の2中「第4条の規定に基づく条例で定める基準」とあるのは「第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準」と、第7条中「第3条第1項の許可」とあるのは「第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。</p> <p>6 第1項から第4項までの規定は、家畜市場その他政令で定める施設には、適用しない。</p> <p>施行令第1条 化製場等に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の政令で定める動物の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 牛 2 馬 3 豚 4 めん羊 5 やぎ 6 犬 7 鶏(30日未満のひなを除く。) 8 あひる(30日未満のひなを除く。) 9 その他その飼養又は収容に関して公衆衛生上の配慮が必要な動物として都道府県の条例で定める動物 <p>施行令第2条 法第9条第6項の政令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家畜取引法(昭和31年法律第123号)に規定する家畜市場 2 競馬法(昭和23年法律第158号)に規定する競馬場 3 家畜共進会、家畜博覧会その他臨時的に開催される催物に設けられる施設で前条各号に掲げる種類の動物を飼養し又は収容するもの <p>施行条例第8条 法第9条第1項に規定する条例で定める数は、次の各号に掲げる動物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 牛 1頭 (2) 馬 1頭

- (3) 豚 1 頭
- (4) めん羊 4 頭
- (5) やぎ 4 頭
- (6) 犬 10 頭
- (7) 鶏 (30 日未満のひなを除く。) 100 羽
- (8) あひる (30 日未満のひなを除く) 50 羽

施行条例第 10 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な畜舎（牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設をいう。以下同じ。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。
- (2) 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで、清掃に支障がない材料で作られ、かつ、清掃に支障がない構造を有すること。
- (3) 内部は、清掃に支障がない適当な広さと高さを有すること。
- (4) 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。
- (5) 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
- (6) 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。
- (7) 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。
- (8) 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。
- (9) 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。
- (10) 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎にあっては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。
 - ア 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。
 - イ 調理に際して著しい臭気を発する場合にあっては、その臭気を処理することができる適当な設備又は装置を有すること。
 - ウ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。
 - エ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。

施行条例第 9 条 法第 9 条第 1 項の規定による動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 施設の所在地
 - (3) 動物の種類及び数
 - (4) 施設の構造設備
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項の申請書には、当該施設の構造設備を明らかにした図面その他規則で定める書類又は図面を添付しなければならない。

施行細則第 12 条 条例第 9 条第 2 項の規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

- (1) 施設の所在地の周囲 150 メートル以内の見取図
- (2) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

審査基準

法令に定める他、次の通知等による。

- ・へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律の施行について
昭和 31 年 10 月 17 日 衛発第 710 号 厚生省公衆衛生局長通知
- ・へい獣処理場等に関する法律施行条例の制定及びへい獣処理場等に関する施行細則の全部改正について
昭和 59 年 10 月 5 日 食品第 1095 号 衛生部長通知

標準処理期間	総 期 間 経由期間 処分期間	10日（注：休日は含まない。） 日（ ） 10日（市町村 ）
処分担当課	担当市町村	
申請先等	同上	
問い合わせ先	同上	
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm	